

## 評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	法人グループ園共通の運営理念が定められており、ホームページやパンフレット等に記載している。定期あるいは途中で採用する職員には法人が入職研修を行い、運営理念等を記載した「新入社員・入社時研修」と題する冊子を配付し、説明して周知を図り、臨時職員には園長がオリエンテーションを行って周知徹底を促している。また保育課程に記載して、年度切り替え時に職員会議等で共有する機会を設けている。保護者には入園説明会時に保育理念等を掲載した「重要事項説明書」に基づいて説明を行い、周知を図るとともに、玄関ホールに掲示して職員・保護者に喚起する取組も行っている。

#### I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	環境変化に適切に対応した事業経営の維持や改善のために、園長は自らが参加する市内の保育園長会や、毎月の市役所保育課への業務連絡訪問の機会を利用して得た情報を園運営に活かすとともに、法人に報告しており、法人の担当者が収集した国や県の社会福祉事業全体に係る情報とを集合整理して分析し、法人経営に反映させる仕組みがある。これらの情報に基づき、園では実施する保育サービスに係る中・長期計画に結びつけている。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b	組織体制、設備の整備、財務状況等に係る問題・課題等への取組は法人の専権事項となっており、園ではその内容の確認はできない。保育サービスに係る事項については、重要度や緊急度に応じて、法人やグループ園の園長会議で共有し、改善に向けた話し合いを行い対策を講じている。また園では0歳児の受け入れ枠の拡大や経費の有効活用化を図るなどして、財務面への改善に努めている。職員への周知は、その内容の性質を園長が判断選択して職員会議で行っている。

#### I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	4項目の実践課題を定めた「5年長期計画目標」と、さらに具体的な項目に落とし込んだ各年度の「中期計画」を策定し、園運営に取り組んでいる。組織体制、設備の整備、財務状況等に係る問題・課題等への取組は法人の専権事項となっており、これらの事項に関わる中・長期的な計画立案は法人が行い、園では主に職員のマネジメントや保護者対応、保育サービスに係る各種取組など、サービス提供に係る事項を中心にマネジメントを行うという役割分担がなされている。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	園では、中・長期計画策定の一環として策定した「中期計画」の内の年度計画と、保育課程に基づく年間指導計画等を策定して取り組んでおり、上記のとおり運営や組織マネジメントに係る各分野のうち、保育提供に係る主要な活動を園、それを支える事務・財政・人事等に係る後方支援を法人が行う形となっている。

## 評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b		保育計画や行事に係る事項については、年に2回（前期・後期）、職員会議で評価・総括して共有を図り、次期の計画に反映させる仕組みがある。またグループ園の園長会・勉強会の中で共通の計画を策定して反映させている。組織体制や設備の整備、財務状況等に係る事項は法人で行っている。新年度の事業計画については3月の職員会議で職員への周知を図っている。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b		保護者には入園説明会時に重要事項説明書に基づいて説明を行い、周知を図っている。提供する保育サービスに係る計画については園長・クラス担任と保護者で構成する運営委員会（年3回）で説明するとともに、年間行事計画・園便り・クラス便りの配付や、玄関・クラスの掲示板等で詳細に伝えている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b		提供する保育サービスの質の向上を目的として、職員による保育計画や行事等の評価に取り組み、保護者には、日々のコミュニケーションや各種行事後のアンケート、クラス懇談会や毎年の職員による園についての自己評価、第三者評価の受審等を通じてニーズの把握に努めている。検討する場として職員会議・運営委員会等があり、法人と関連する事項は、関係部署と連携して取り組む仕組みがある。
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b		前項で得た評価結果や保護者からのニーズ等は該当する会議でPDCAサイクル手法を用いて検討し、職員間・関係者間で共有化を図るとともに、文書化して中・長期計画や次年度計画に反映している。

## 評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	園長の役割・責任については法人の「保育園業務マニュアル（以下『業務マニュアル』）」に示されており、園長は年度初めの事業計画発表時に、自らの経営・管理に関する方針と取組の内容を職員に明確にしている。園長は有事に備え、防火防災管理責任者として消防計画を作成し、避難訓練時には自衛消防隊長として指導の任にあっている。また病気・事故発生時の緊急フォローを作成し、職員全体に周知させている。
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	b	法人の各種マニュアルに職員として守るべき法・規範・倫理は施設の最低基準や監査項目・虐待の防止・個人情報保護などが明記されており、園長は理解して園の運営に取り組んでいる。関係法令の制定や改定、関係する事故や先進事例等が生じたときは、グループ園の園長会議で取り上げ共有している。また緊急時には法人通達で行うこともある。園長は、その内容に応じて職員会議で職員に周知を図っている。また緊急度が高い場合は園長がクラスを回って伝達することもある。
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	利用者の立場に立った保育サービスの提供を目的に、園長は、職員が取組む各種事業計画の見直しや、週日案に始まる各種指導計画の見直しなどの評価・分析を行い、改善対策に取り組んでいる。また職員会議や個別面談の場を設け、職員から意見聴取を行い、質の向上につなげる仕組みがあるほか、法人や行政の会議に参加して、関連する事項を職員会議で周知させている。職員には園内外の研修に参加させるなどして人的質の充実を図っている。
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	経営に係る人事・労務・財務等に係る事項は法人の専権事項になっているが、園長は裁量の範囲の中で業務の改善や実行性を高めるための取組を行っている。また必要度・重要度に応じて法人の担当者と協働する仕組みがある。職員の役割は業務マニュアルに示されており、園長は組織運営の円滑化を図るために、前項に挙げた取組に加え、職員の意識形成や業務の実効性に向けた取組を推進している。

## 評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	法人がグループ園全体の人材確保・育成を統括しており、計画的に取り組んでいる。欠員が予測される場合は、園長が法人に報告し、定期・中途等採用者の配属やグループ内での異動等で必要とする人材を確保している。採用した人材に対しては、法人による入職時の基礎研修、及び園が求める能力やスキル等の能力の向上を目的とした日常的な指導に加え、内外の研修に参加して学ぶ仕組みがあり、実施されている。
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	期待される職員像を「保育士人材育成ビジョン」として示している。人事基準に関する事項は就業規則・給与規則等に定め、職員個々の専門性や、職務遂行能力、職務や貢献度等の評価は、職員（層別・職種別）が昇給・賞与の査定時に行う自己評価（目標設定を含む）に基づいて行っている。査定時とその結果をフィードバックする時（年2回）に園長面談を実施して目標達成度等の確認を行っている。
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	労務管理は園長が行い、全職員の就業状況を把握し、法人の担当部署が統括管理する仕組みがある。シフト表の作成時には職員各自の希望を確認し、職員の年次有給休暇の取得は希望通り承認するなどの配慮をしている。法人は「良い職場委員会」を設けており、職員は自由に参加して意見交換ができる環境がある。また園長は、職員が出勤時に記入する「衛生チェック表」や観察によって職員のメンタル面を含む健康状態等の情報を日常的に収集し、適時、声かけをするなどして問題解決に向けて取り組んでいる。福利厚生として、スポーツジムの割引利用、部活動や親睦会への補助などの制度がある。
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	法人は期待される職員像を「保育士育成ビジョン」として示している。個々の職員への育成の取組は、個々の職員が作成する昇給・賞与の査定時の「自己評価（設定目標を含む）」に基づく園長面談で問題・課題を把握し、個別・層別（新人、中堅、主任等）・職種別ごとの育成計画（前期・後期）につなげている。査定の結果をフィードバックする時（年2回）に園長面談を実施して目標達成度等の確認や計画の更新を行っている。
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	前項内容の取組を踏まえ、個別・層別・職種別の年間研修計画が策定されている。法人に毎月開催する階層別研修・自由選択研修等のプログラムが用意されており、職員は個々のレベル等に応じた研修を選択して参加している。また外部研修への参加も認めている。法人は毎年、研修プログラムの見直しを行っている。
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	個々の職員の専門資格は入職時に確認し、知識・技術水準は日常の業務への取り組み姿勢や自己評価に基づく園長面談で定期的に確認している。個別・層別・職種別研修への取組状況は前項のとおりで、シフト調整等を行うなど、職員が研修に参加しやすくなる配慮を行っている。新卒職員には指導にあたる先輩（チューター）をつけてOJTを行い、その日のうちにフィードバックを行うという制度がある。
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生受け入れは園長が窓口になって進めており、受け入れに対する基本姿勢を含むマニュアルが整備されている。園長が総括を担当し、実務的には経験値の高い職員が担当している。実習生用のプログラムを用意し、計画を立てて取り組んでいる。実習生の受け入れに際しては、期間を通して学校側と連携して取り組み、より成果の上がる実習を目指している。

## 評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ－3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－3－（1） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ－3－（1）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	法人のホームページにグループ園共通の運営理念、提供する保育サービスの基本コンセプトとその内容、所在地等を詳細に掲載している。財務等の情報は、法人グループの統括法人のものはホームページに掲載されているが、当園が属する法人及び当園のものは確認できない。また地域に向けた活動説明は運営委員、第三者委員を通して行っているが、限られた範囲にとどまっている。苦情・相談体制に関する事項については、重要事項説明書に概要を掲載して保護者に伝えている。また毎年度第三者評価を受審し、その結果を玄関のカウンター上に置いて自由に閲覧できるようにしているほか、県のホームページを通じて市民に公開している。
Ⅱ－3－（1）－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	法人が事務・経理・取引等に関する事項を統括管理しており、園における手続きや処理等の方法については業務マニュアルに示して、入職時の研修で周知を図っている。園では園長が法人の定めるルールに基づいて適正な把握・処理に努めており、法人による内部監査を毎年実施している。また県による監査や市による巡回指導を受けている。当園が属する法人組織の形態特性から、単独で公認会計士等の監査を受ける仕組みにはなっていない。

## 評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ－４－（１）－① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b		地域との関わりへの取り組み姿勢については法人の運営理念に示されており、取組は個々の園に委ねられている。当園では、近隣の小学校の総合的な専門学習時の保育士・園児との交流や、地域の大学が主催する食物アレルギー講座への栄養士の参加、隣接する商業施設の協賛を得て行う行事など、地域との交流を広げる活動に積極的に取り組んでいる。また地域の子育てや子どもの人権等と関連する行政等の情報を玄関ホールに掲示するなど、保護者への情報提供にも努めている。
Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b		ボランティアの受け入れは園長が窓口になって進めており、受け入れに対する基本姿勢を含む「ボランティア（職場体験）受け入れガイドライン」が整備されている。園長が総括を担当し、実務的には経験値の高い職員が担当している。ボランティア用のプログラムを用意して、計画を立てて取り組んでいる。地域の歯科衛生士による口腔ケアに関する講習会、大学生による読み聞かせなどを受け入れるほか、地域の中学校の職場体験に際しては学校と連携して取り組む仕組みとなっている。
Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ－４－（２）－① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b		市役所・保健所・消防署・警察署・児童相談所・医療施設等と必要に応じた連携が取れるよう、連絡先等を一覧化して掲示している。市の保育園長会においての情報交換や問題解決に向けての取組、また市の保育課との連携や近隣の商業施設・郵便局との協力関係など、地域との関連性を重視して推進しており、地域全体で子どもを守り、育てる関係の強化に取り組んでいる。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応として、要保護児童対策地域協議会に参加している。また児童相談所とは連絡網ができています。
Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ－４－（３）－① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a		当園の専門性を活かした取組として、地域の子育て家庭に向けた「ふれあい保育」を計画的に実施しており、地域の未就園児たちが園を訪れ、在園児とともにさまざまな活動を体験できる機会を設けている。また園内にAEDが設置されており、職員が対応できることを近隣の第三者委員に伝え、緊急時には支援活動に活かせることとしている。地域の関係諸機関や近隣とは前項に挙げた取組を行っており、地域全体で子どもを守り、育てる関係の強化を図っている。
Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	a		地域の関係機関・団体との連携を通じて地域の子育てニーズの把握に努めている。園では、「5年長期計画目標」の中に地域との関わりについての項目を示し、地域の子育て家庭との交流を目的とした「ふれあい保育」、子育て支援を目的とした、栄養士による食事・栄養指導、地域在住の歯科衛生士による口腔育成、発達の専門家による子どもの育て方などの公開講座に取り組んでいる。また参加者からの子育てに関する質問等にも応じている。

## 評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	運営理念や保育理念は利用者を尊重した内容となっており、職員には入職時や内部研修の機会を設け徹底し、保護者には入園時の説明会等で伝えている。保育サービスの提供に際しては、保育課程に始まる各種指導計画の作成・実施・振り返りの中で、子どもが日常の関わりを通じて互いを尊重し、認め合う環境づくりや、性差や子どもの人権などのことも踏まえ、職員間の共有を図りながら取り組むほか、法人の主任保育士向け勉強会での学びを活かした子どもへの接遇に関する検討を行ったり、経営層が会議や現場での個別指導において、子どもへの言葉かけ等について随時注意喚起を行うなど、実践における子どもの権利擁護についても実務的な観点で啓発がなされている。	
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	法人により、不適切な事案が生じた場合の対応方法を含む権利擁護・個人情報保護・虐待防止等についてのマニュアルや規定が定められており、職員には内部研修を通じて周知されている。また業務に携わる職員の姿勢・責務等についても上記の内部研修等で周知を図っている。保護者には入園説明会時に重要事項説明書に基づいて説明を行っている。園ではこれらの事項を踏まえて保育サービスを提供している。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	入園希望者には系列園共通の運営理念とその説明、子どもの「生きる力」の育みや五感で感じる保育活動、英語・体操・リトミックなど提供する保育の特色や一日の生活、施設の概要と園舎内の見取り図などを掲載した、A4三つ折体裁のパンフレットを手渡している。また法人開設のホームページでは、保育理念・運営理念やソフト・ハード両面の安全への配慮、各種知育・食育プログラムなど、系列園共通の保育の特色などを写真や動画を交えて紹介するほか、サイト内の当園のページに園の所在地・連絡先や定員構成、対象年齢などの基本的な情報のほか、活発に更新されるブログを通じて、日々の保育活動や行事などを楽しむ子どもたちの様子が紹介されている。また坂戸市役所の保育課窓口にも上記パンフレットが常備されるほか、市の子育てガイドブックにも園の所在地・連絡先、市ホームページには施設の概要と保育の特色の紹介が掲載されており、毎月に市報には前掲の地域子育て支援「ふれあい保育」の情報が掲載されるなど、園の情報が市の複数の媒体を通じて市内の保育所利用者等に伝えられている。	
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b	新年度入園の世帯には合同の説明会により、年度途中の入園の場合は個別に、それぞれ各種重要事項を説明している。入園のご案内（重要事項説明書）をもとに、運営理念や園目標、保育の各種内容や入園後の生活で使用する日用品、保健・食事や災害時対応など、通園に際して必要な情報全般を説明し、質疑応答と書面による同意の確認を行っている。また4月の懇談会でも、別途資料を用いて登降園時の約束事や服装・持ち物の管理・発熱時など緊急の際の連絡などについて、再度説明を行っている。保育料金や延長保育利用など、利用状況に変更が生じる場合はそのつど保護者と確認し、変更後の内容を所定の様式に記載している。	
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	利用終了時には、子どもが園を巣立った後も来園や相談等を随時歓迎する旨を保護者に伝えるほか、年度途中で転退園する子どもには、その子どもの写真とクラスメイトからのメッセージなどを載せたメッセージカードを手渡すなどの配慮をしている。また夏祭りや運動会への参加を呼びかけ、運動会では卒園児が参加できる競技を設けるなど、関係や支援の継続に向けたフォローアップにも取り組んでいる。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	毎年の職員による園についての自己評価や、第三者評価受審時の利用者調査に加え、各種行事後のアンケート、クラス懇談会、個別面談等の機会を設けて要望等の情報を収集している。収集した情報は該当する法人や園内の会議（運営委員会を含む）で検討して施策に反映するなど満足度の上昇に努めている。	

## 評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	保護者の相談・苦情・意見対応窓口として、法人の担当部署、園の苦情解決責任者等、また第三者委員を示し、保護者には「入園のご案内（重要事項説明書）」に記載して入園説明会、進級時の新年度説明会で周知を図っている。また園の玄関にもその旨を記した掲示物を掲示している。受け付けた意見等は所定の様式に記録して、法人及び職員に周知するとともに改善策等を検討し、個々の保護者に直接フィードバックしている。
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b	園便りや玄関ホールへの掲示物で、意見・要望等を随時受け付けていることを示している。また相談スペースを空いている保育室にするなど環境にも配慮している。
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	法人が作成する業務マニュアルに相談や意見等を受けた際の詳細な対応方法を示しており、定期的に見直している。職員は、日々の保育サービスの提供において、保護者が相談や意見をしやすいよう配慮し、適切な対応や傾聴をするなど、組織的に取り組むほか、玄関に意見箱を置いている。案件によっては法人と協働して解決を図るほか、迅速な対応を原則としつつ、時間が必要な場合は中間報告として進捗状況を説明している。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	法人が安心・安全に係る取組を示すマニュアルを定めている。園では園長をリスクマネジメント責任者とし、事故等、あるいは危険等が生じた場合は、クラス職員がその内容をアクシデント報告書に記録し、法人に報告している。法人はグループ園全体の関連情報を収集・分析し、誤飲や子どもの飛び出し・置き去りなど保育中の各種危険事例を「アクシデント速報」として傘下全園に随時発信しており、園長が参加する法人支社の安全委員会で得た他園事例ともども職員に周知させ、再発の防止を図るとともに、重要性・緊急性の高いものは自園の環境・組織に置き換えて課題検討を行い、発生防止につなげている。 その他にも消防署の来園によるAED/心肺蘇生訓練のほか、系列全園で園内での毎月の心肺蘇生訓練（「いのちを守るCPR訓練」）も今年度開始され、夏季の戸外活動については法人策定の指針に基づき、環境省の「暑さ指数」を毎日確認し、活動実施の可否を判断して熱中症予防につなげる仕組みも今年度開始するなど、運営理念の一つとする安全・安心の維持向上に向けたさまざまな取組を行っている。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	法人が作成する感染症についてのマニュアルに管理体制を含む取組内容を定め、園内研修等で周知している。感染症が発生した場合は、口頭や掲示物で保護者に注意喚起すると同時に、園内の清掃方法を通常対応から感染時対応に切り替えている。サーベイランス（感染症情報収集システム）を活用し、自園での発生時の入力はもとより、適時、地域の発生状況を把握してその情報を職員に伝え、保護者には玄関ホールに掲示して伝えている。 さらに本年10月より、感染症の蔓延防止に向けた「スタンダードプリコーション（標準予防）」の指針を系列全園で導入し、その時点での感染症発生の有無を問わず、血液や汗を除く体液、分泌物・排せつ物等の付着した衣服などは、洗浄処理せずにそのままビニールに密封し、保護者に返却して感染症リスク抑制につなげる決まりを設けている。
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	法人が示す業務マニュアルに従い、災害時の対応体制については、立地条件等からの災害の影響を考慮した防災計画を策定し、その中で管理者・担当者を決め、備品や備蓄食料の用意もしており、毎月、避難訓練を行っている。また災害時の連絡手段確保の一環としてメール配信システムを導入しており、その訓練も定期的に行っている。



## 評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	業務マニュアルに保育提供の各場面から各種事務処理まで、業務全般の実施手順や考え方がまとめられ、虐待や保健衛生関連等の分野別の各マニュアルとともに事務室に常備・供覧されている。また事務室内に通報や緊急連絡、アクシデント対応・熱中症対応、救急病院の一覧や健康観察用のチェックリストを掲示するほか、園独自に「わかば園で働くときのきまり」を作成し、挨拶や「報・連・相」の徹底、プロ意識の継続や陰口・悪口を口にしないことなど、職業人としての心構えから、子どもの呼び捨てや一方的な否定の禁止、各種書類の提出期限など、保育所の職員として守るべき基本的な規範を定めており、毎年度当初に職員間で確認を行っている。これらの現場における徹底については園長・主任が随時確認するほか、職員会議や各クラスの会議において、必要な指導を行っており、6月の会議では水遊び中の安全配慮について、9月には2歳児のトイレトレーニングに関する方針を確認するなど、直近の保育活動に備えての各種基本の周知も随時行われている。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	業務マニュアルその他の法人策定の各種手引書類は本社が系列各園の事例や関係の法令・通達等の改定を踏まえて随時見直しを行っており、今年度は「保育室衛生マニュアル」「食物アレルギー対応マニュアル」がそれぞれ改定されている。園内では月2回及び隔月に夜間にも行う職員会議、園長・主任も加わるクラス単位の各会議で、折々の保育の環境・活動に関する検討や、子どもへの個別支援に関する話し合い、直近の行事の企画や反省など、現場の実務に関する課題抽出や問題解決が随時なされている。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	b	登園初日に各家庭と個別に面談を行い、保護者が記入・提出する「お子様の状況について」「児童健康調査票」などの各様式と「入園前面談シート」に基づいて、家庭環境や睡眠・排せつ・言語などの発達状況、既往歴・アレルギーの有無を含む保健・食事に関する各種状況や家庭の要望・方針などを確認し、職員会議等で組織内での共有を図るとともに、各様式は個別のファイルに綴り、各職員に供覧している。 入園後の各園児の心身の発達の推移は、日々の保育などから各担任が確認し、月・年齢ごとの標準的な発達の指標に沿ったチェックリストへの記録と、成長発達の課題・見通しの観点での所見の記入を、それぞれ年齢に応じた周期で行っている。また保育課程のもとで各年齢の年間指導計画を毎年度開始時に立案し、月・週の各計画に反映させて日々の保育を行っており、個別の発達際に配慮し、2歳児までは毎月の発達のねらいを個人別に設けるほか、幼児にも必要に応じ個別に月の計画を作成するとともに、法人の発達支援チームの助言も適宜活用しながら、それぞれの特性や発達状況に応じた援助に努めている。
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b	保育課程は系列園共通の様式をもとに毎年度園内で見直しを行い、これをもとに各年齢で年間指導計画を作成し、月・週の計画に展開している。これら短期の各計画は毎月・週末に各担任が評価反省を行い、園長・主任の確認のもとで次期の計画につなげており、年間計画は年4期の各期末に振り返りを行っている。また週の計画は1週間の毎日の主活動を好天・雨天ともに設定して作成し、変更があれば赤字で修正する仕組みとしている。月の計画の評価反省の記載には、ねらい等に対する考察を踏まえた記載という観点で、クラスや記入者ごとにばらつきも見られることから、さらなる工夫や組織内での認識の共有も期待される。

## 評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	<p>子どもの心身の発達の状況は、入園時に提出される上記の各様式のほか、児童票への定期的な記録によってその推移を管理しており、毎日の保育の実践結果や子どもの姿は、2歳以上児の保育日誌や0・1歳児の「生活記録簿」、各年齢の個別またはクラスの指導計画の評価反省欄に記録されている。これらの記載は園長・主任が確認し、必要に応じ記載内容や各担任の視点の持ち方などへの助言や指導を行っている。</p> <p>また前述の職員・クラスの各会議を中心に、保育内容や各園児の発達の状況・見通しなどの共有を図るとともに、「生活記録簿」その他の毎日記入される様式をもとに、時間帯ごとの職員間での申し送りが行なわれている。</p> <p>今年度、系列全園で登降園管理や保護者との各種連絡通信、労働時間管理や社内SNSなど、用途に応じた複数のソフトウェアが導入され、今後順次活用が進められてゆく予定となっており、保育の計画・記録類についても、中・長期的な観点ではこれらのソフトの利用による作成・記入へと移行することとされている。</p>
Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b	<p>個人情報の各種取り扱いについては、法人策定の業務マニュアルや「個人情報保護マニュアル」に示されており、各種書類は本部の規定に基づく年度開始時などの整理・移動を行い、電子情報についてもPCや各種データへのパスワードの設定、外部記憶媒体への情報保存の排除など、漏洩防止に係る配慮を行っている。またこれらの管理状況について、法人による定期的な内部監査での確認が実施されるとともに、園内でも書類の施錠管理や保管期限の遵守、PCのパスワード設定やPC内の個人情報について毎年点検を行うこととなっている。</p> <p>職員には入職時の研修において、個人情報保護と機密保持の徹底に係る啓発が行なわれるほか、非常勤を含む全職員に誓約書の提出が課されている。保護者には入園時の重要事項説明の際に、情報の利用目的や各種媒体での肖像の利用、保護者の購入写真や行事等での私的撮影物の取り扱いに係るプライバシー保護などについて、説明と書面による承諾確認を行っている。</p>

## 評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育内容

		第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	b	保育課程は法人策定の共通様式をもとに毎年度園内で見直しを行い、各年齢の年間指導計画作成の指標としている。系列園共通の運営理念・保育理念のほか、園目標「じょうぶな身体、元気な子ども」「思いやりのある子ども」「自分で考えて行動できる子ども」をもとに、保育所保育指針に定める養護・教育の各領域などを踏まえ、年齢ごとに標準的な育ちの姿を記載している。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と養育の一体的展開			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	b	季節ごとの温度・湿度の基準を定め、各室に掲示するほか、室内外に手洗いのできる水道設備を設定し、0・1歳児室には床暖房設備を設置している。また1歳児室を可動式の仕切り等で遊び・食事・睡眠のエリアを区分し、0歳児室もカーペットで遊びのコーナーを設定するなど、生活場面ごとの活動・行動の流れやメリハリを持てるようにするほか、その他各室も棚等の子どもの目と手の届く位置に各種玩具・教材・絵本等を配置し、場面に応じたテーブル・椅子の移動等で代償のスペースを柔軟に確保し、子どもが活動内容やその時々欲求・発想に応じて取り組めるようにするなど、主体性の喚起に配慮している。また2歳以上児各室は1室をパーティションで区切る設計としており、夏祭り等で区分を取り払ってスペースを広く使うことも可能となっている。	
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b	全体の会議を月2回、クラス単位の会議をそれぞれ毎月行い、毎日の申し送り等と併せ、子ども一人ひとりの近況や発達の課題・見通しを職員間で共有し、それぞれの育ちの現在を踏まえ、それに寄り添った援助の保障に努めている。また市の専門職による巡回指導が年2回持たれ、子どもの視察と専門的な観点からの発達に関する助言を踏まえ、ケース会議を行って個別配慮が必要な子どもへの最適な援助について検討するほか、必要に応じ法人の発達支援チームの支援を受けられる体制を整えている。さらに法人の主任向け研修をもとに、脅かす・否定する・尊厳を無視するなど、保育現場で起こりがちな意図せぬ保育者の虐待について、具体的な例を踏まえながら職員間で話し合うなど、現場での不適切な接遇の排除にも取り組んでおり、更衣室には子どもの最善の利益の尊重や権利・プライバシーの擁護、健全な発達の保障などを謳う保育し団体の倫理綱領を掲示している。	
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	b	食事・着脱・睡眠・排せつなど、子どもの生活習慣確立に向けた各年齢の活動や援助について、年度開始前に職員間で話し合いを行い、年齢ごとに概ねの目標を共有している。乳児の歩行の安定期頃から、外出後や食事前・排せつ後など生活場面の節目に手洗いを励行し、手洗い場には床に子どもが並ぶ時などの目安となるマークを貼り、順番を待つ意識のはぐ組にもつなげている。うがいの習慣づけにも発達に応じて取り組むほか、歯磨きは0歳児から職員の手で実施し、絵本で歯磨きの大切さを伝えたり、6月の虫歯予防デーに合わせた市の歯科衛生士による指導なども活用しながら、概ね1歳児後半頃から自ら行えるようにしている。排せつについてはトイレ内の装飾などにも工夫を行い、子どもがトイレに興味を持ち、便座に座ることに慣れることから始め、職員が各園児の排尿リズムを把握し、誘いかけを行うなどしながら、成功体験を積み重ねて自立に導いている。着脱も発達に応じ、外出時の靴下や靴の脱ぎ履きや衣服の脱ぎ着など、職員ができるまで待つことを大切にしながら、子どもの意欲を尊重して援助している。いずれも家庭と連携し、それぞれの子どもの心身の成長に合わせながら習慣の獲得を支援している。	

## 評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と養育の一体的展開		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	<p>上記A-1-(2)-②に既述の通り、各室で食事と遊びのエリア区分や子どもが選び、手に取れる位置への各種玩具・教材・絵本等の設置、遊びのコーナーの設定など、自主的・自発的な生活と遊びの保障に向けた環境の工夫がなされており、これらは3か年計画のもとで、系列園での職員の視察見学なども採り入れながら、継続的に取り組まれている。</p> <p>また1歳以上児が異年齢でグループを組んで活動する「わくわくタイム」、運動会や「表現発表会」など行事に向けた各活動をはじめ、子ども同士で関わりながら言葉や関係構築などの力を養う機会が日々の生活の中で随時持たれるほか、2歳以上児を中心に児童館・図書館やスーパーマーケット・ショッピングモール等を訪れ、年長児は電車に乗って他市の神社へ七五三参りに出かけ、4・5歳児が系列4園と合同で工場見学を行うなど、社会体験の機会も多様に設けられている。勤労感謝の日になんで近くの交番に赴き、巡査の方に自分たちの描いた絵を渡し、ハロウィンでは仮装をして希望する保護者や地域の親子とともに、仮装をして周辺や近隣のコンビニエンスストアなどを巡るなどの取組も行っている。また当番活動も2歳児の食事の際の配膳や花の水やりから、年長児のみんなの前での一日の報告などまで、発達に応じて行われ、自分の役割を果たす中で責任感を培い、達成感や他人の役に立つ喜びを感じている。さらに周辺のさまざまな公園や大学内の芝生などで身体を動かしたり、外気に触れながら季節や自然の風物に心を寄せる戸外活動も活発に行われている。外部スタッフによる英語・体操・リトミックの各活動も1歳以上児から毎週行われ、発達に応じて行事や季節にちなんだ描画・造形などの制作活動にも取り組み、クリスマス行事や2月の造形展をはじめ、作品が保護者に披露される機会も折々に持たれている。運動会や「表現発表会」でも日頃の体操・リトミックなどの各活動の成果や、当日に向けて友達とともに練習に取り組んだ達成感を園全体で共有するなど、子どもたちの心身を豊かに育む取組がさまざまになされている。</p>
A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	<p>0歳児室はカーペット等でのスペース設定による遊びと食事・睡眠のエリア分けなど、発達差や個別の生活リズムに応じた支援を考慮した環境を設定し、床暖房の設置や季節感を活かした室内の装飾など、生活の場としての快適性にも配慮している。日々の保育では抱っこなどのスキンシップや応答的な表情・言葉のやり取りなどから、一人ひとりとの愛着関係の形成を図り、子どもたちが信頼できる大人たちとの関わりの中で、心身の発達や他児との関係の育みを促せるようにしている。また保護者とは毎日の連絡帳のやり取りのほか、室内に掲示する毎月の一人ひとりの様子をとりえた写真なども活かし、送迎時などにそれぞれの日々の育ちを丁寧に伝えることに努め、緊密な連携を図っている。</p>
A-1-(2)-⑥ 3歳児未満児（1・2歳児）の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	<p>1・2歳児の各室とも棚等で室内のエリアを区分し、場面に応じた生活の動線やスペースを確保したり、ブロック・ぬいぐるみ・鉄道玩具やままごと道具等を子どもの目と手の届く位置に置き、バスマット等で遊びのコーナーを設けるなど、子どもが主体的に遊びを見つけ、取り組めるようにしている。またハンガーと洗濯ばさみを使ってごっこ遊びを楽しむ中で、ものを干す動作から筋力や握力をつけたり、洗濯ばさみを用いた箸のおもちゃで食具の使用に触れるなど、生活と遊びの中でさまざまな能力が身につくようにしており、外部スタッフによる英語・体操・リトミックの各活動で英語に親しんだり、音感やしなやかな身体も養っている。</p> <p>また時に生じるトラブルを含め、子ども同士の関わりを促し、自我の獲得の中での他者との関係性の構築や言語による思いの伝達・理解などを支援し、けんか・かみつき等のトラブルについては、職員が子どもの思いを代弁したり、言葉やアイコンタクト等で働きかけるなど、発達に応じた援助を行って解決に導くほか、保護者にはした・された双方に状況を伝え、発生の背景も含めて理解を得るようにしている。</p> <p>「ふれあい保育」で来園する地域の親子、年3回夕方に行う「なかよしタイム」での自分の保護者以外の保護者・祖父母などとの関わり、学生ボランティアによる紙芝居・ペープサート等の提供など、職員以外の大人との交流も持たれるほか、1歳以上児の異年齢グループで月1回制作活動などに取り組む「わくわくタイム」、日々の散歩や行事に向けた活動など、年齢の異なる子どもたちとのふれ合いもさまざまになされている。</p>

## 評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と養育の一体的展開		
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<p>保育室は3歳児と4・5歳児に分けられ、4・5歳児は日常的に生活をともにしながら、活動に応じ合同や年齢別の取組を行っている。各室とも発達に即した各種玩具・教材や図鑑・絵本などを揃え、自由遊びの時間などに子どもが思い思いに手に取り遊び込めるよう設置するほか、4・5歳児室には畳と絵本棚で図書スペースを設け、興味を持ったものを図鑑で調べたり、好きな絵本に親しんだりできるようにしている。またテーブル・椅子の配置などを場面に応じて変えることでスペースを設け、カーペット等でコーナーを設定して遊び込んだり、読書や制作など机上の活動を行うなど、少人数で一緒に楽しんだり、一人集中して取り組んだりしながらさまざまな成長を獲得できる環境となっている。</p> <p>廃材などを活用した制作活動、英語・体操・リトミックの各取組や4・5歳児の鍵盤ハーモニカなど、表現活動や音感・運動能力を育む活動もなされるほか、「わくわくタイム」その他の異年齢活動や運動会・表現発表会に向けた集団で一つのことに取り組み、やり遂げた充実感を味わう機会も設けられ、「お店屋さんごっこ」では携帯電話やハンバーガー・アクセサリなどさまざまな品物を自分たちで制作し、お客として訪れる0～2歳児に買ってもらう経験の中で、イメージを形にする創造性を養い、年下の子どもたちとのやり取りや物の売り買いを体験している。近隣の大学から学生たちが来園し、4・5歳児が体操を教わったり、紙芝居やペープサート等を利用してもらう活動も設けられ、さらに年長児になると「お泊り保育」での親元を離れて友達同士で過ごし、自分のことを自分でする経験をしたり、地域の高齢者施設を訪れて利用者や交流し、年配の方へのいたわりや畏敬の念を養うなど、活動はさまざまに広がっている。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b	<p>年2回の市の発達支援専門員による巡回指導や、本部の発達支援チームとの随時の連携により、障害を含む子どものさまざまな特性に応じた支援を行える体制を整えている。市の巡回指導等をもとに関係職員間でケース会議を行い、必要な場合は助言を踏まえ、個別の指導計画の立案や療育機関との連携など、各家庭との協力のもとで最善の支援の提供に努めている。園舎は各所の段差の排除など、バリアフリーに配慮した造りとなっている。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b	<p>一日の生活の中で、散歩や体操・リトミックなど「動」の活動と机上での制作やパズル・塗り絵などの「静」の活動とのバランスや、各種活動・プログラムを設定しての午前中の保育と、午後から夕方にかけての室内や園庭での自由遊びなど、子どもの気分転換や活動のメリハリに配慮した保育の提供に努めている。また夏場には熱中症等に配慮し、戸外での遊びを夕方に行うなど、柔軟なカリキュラム編成にも努めている。</p> <p>夕方は時間帯や子どもの人数に応じ、0・1歳児、2・3歳児、4・5歳児でそれぞれ合同で過ごしたり、1歳児室で全年齢が少人数で関わったりと、日中とは異なる環境・メンバー構成で過ごす中で、室内を分けて安全にも配慮しながら、床にさまざまな玩具等を拡げて遊んだり、机上での静かな遊びを行ったりと、それぞれが思い思いに、または友達や年上・年下の子と一緒に、くつろいで過ごせるようにしている。お迎えの保護者には連絡帳のほか、口頭や「ライン表」への記入などによって引き継いだ担任からの伝言などを担当職員が伝え、延長時間帯の様子や翌朝の職員への申し送り事項等は延長保育の日誌に記録し、保護者との連携と職員間の確実な情報伝達にも配慮している。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a	<p>年長児の年間指導計画に「小学校との連携」の項を設け、就学に向けた活動や小学校との連携など、期ごとの活動方針を定めている。年度ごとの年長児の発達状況にもよるが、概ね11月頃からは徐々に午睡を減らし、ひらがな等を学びながら、「1日日記」として文字で文章を記す取組を行い、卒園式ではそれぞれの子どもが保護者への手紙をつづり、自ら読み上げる機会を設けている。また4・5歳児では職員が絵カードを用いて一日の流れや今行うべきことを伝えたり、時計に分単位の表示を行い、時計の見方を身につけながら、時間を見て次の行動の見通しを持つ自律の習慣にもつなげている。</p> <p>小学校とは年長児が運動会に参加したり、1年生から招待されて学校内探検や授業の体験・ランドセルを背負ってみる経験をするなどの交流があるほか、市内の幼稚園・保育所・小学校の連携会議等を通じ、園から職員が小学校に出向いたり、小学校から教諭の方が来園して入学予定の子どもの情報を共有するなど、職員同士の行き来もなされている。</p> <p>またその連携をもとに、保護者に対しても、1月のクラス懇談会で資料を配付し、生活リズム・習慣の確立や他者との関わり方、挨拶の励行や約束事を守ること等、小学校側が就学前に身につけてほしいを考えている能力について伝えたり、愛され認められる中で自己肯定感の育みの大切さなどについて話し合う時間を設けるなど、就学に向けた細やかな支援に努めている。</p>

## 評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b	<p>法人策定の各手引書類に保育中のケガ・体調変化や感染症・食中毒等への対応がまとめられており、嘔吐処理や心肺蘇生等の手順の確認などと併せ、保健衛生面の確実な対応を行えるようにしている。また年間保健計画に、年間4期の想定される感染症予防等の取組や子どもへの保健安全指導などを定め、期ごとに振り返りを行うほか、入園時に子どもの既往歴・体質やかかりつけ医などを確認し、アレルギーや熱性けいれん等を含む保健面の個別の支援が必要な場合は、保護者との連携のもとで対応している。毎日の登園時に担当職員が子どもへの健康観察と保護者からの伝達から体調や前夜からの様子などを確認し、職員間の申し送りや「生活記録簿」等への記録によって情報を共有し、日中の一人ひとりへの対応に活かしている。</p> <p>また感染症が発生した際には玄関に状況や予防の心得などを掲示し、蔓延防止に向けた各家庭への注意喚起を行うほか、毎月の保健便りでも感染症を含む各種疾病、歯や目の健康や衣服・靴選びなど、家庭の保健や育児に有用な情報を発信し、SIDSについても入園時などに概要やリスクを保護者に伝えている。</p>
A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	b	<p>身体測定を毎月行うとともに、年2回の内科健診や年1回の歯科検診を実施し、各園児の身体の成長や健康状態の推移を確認するとともに、保護者に結果を報告して、肥満や虫歯の予防をはじめ、必要な際の家庭との連携に備えている。</p>
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもに対し、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b	<p>食物アレルギーへの対応については、入園時の保護者との面談と医療機関の指示書から一人ひとりの状況を把握し、個別の献立を立案するとともに、保護者との毎月の面談等によって献立内容や状態の推移を家庭と共有するほか、年1回の検査受診を依頼している。</p> <p>毎日の喫食の際には、対象児のメニューは通常食と別のトレーで提供し、テーブルも他児と分けるほか、調理室からの搬出や保育室内での配膳の際にそれぞれ複数職員間で確認を行うなど、事故防止に努めており、事務室と更衣室には対象児と除去内容等の一覧を掲示している。食物アレルギーへの各対応については法人制定のマニュアルに定められており、マニュアルは今年度改定されるなど、関係の法令・ガイドラインや系列内外の事例等を踏まえた見直しも随時行われている。</p> <p>慢性疾患等についても、入園時の保護者との面談や保護者記入の所定の様式などから、既往歴など個別対応の要否を把握し、必要な場合は家庭との連携のもとで支援を行っている。</p>

## 評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(4) 食事		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a	<p>保育課程や年間食育計画に園の食事・食育への取組を定め、保育の一つとして位置づけて年齢や発達に応じた支援を行っている。毎日の喫食の際は、0歳児は個別のテーブルチェアで保育士と向き合いながら、1歳以上児はそれぞれ子どもたちでテーブルを囲み、友達や保育士と楽しく語りながら味わっており、椅子やテーブルの高さはクラスによって子どもの身体の発達に合ったものを設置し、必要に応じ個別に足置き台を用いるなどして、子どもが安定した姿勢で食べられるよう配慮している。また食べ終わった子から室内の別のスペースに移り、着替えて午睡に備えたり、ブロック遊びに興じたり絵本を読んだりするなど、個々のペースに沿って待つことなく次の行動に移れる配慮もしている。箸などの食具の使い方も発達や家庭の意向を踏まえて支援し、洗濯ばさみを使った箸のおもちゃで遊んだり、毎日の喫食の際に使って慣れたりしながら、無理なく身につくようにしている。</p> <p>2歳以上児はセミバイキング形式での提供とし、子どもたちがそれぞれ自身の食べたい量・食べられる量を伝えて盛りつけてもらい、完食できた喜びを感じられるようにしながら、食の進まない子どもや苦手な食材のある子どもには職員が働きかけ、少しでも口にできれば誉めるなど、子どもの意思を尊重しながら必要な栄養量の摂取にも配慮している。</p> <p>食育活動として概ね1歳児からプランターや園庭の畑でオクラ・キュウリ・サツマイモ・ゴーヤなどの栽培活動を行い、種まきや苗植えから取り組み、水やりなどをしながら生長を見守り、収穫して給食やおやつで味わうほか、1歳児が小松菜やキャベツをちぎり、きのこを割き、もやしを折ったりするなど食材に親しんだり、芋餅やピザなど簡単な調理に取り組んだりするところから、4・5歳児がピーラー・包丁や電熱器なども使いながらうどんや餃子ピザ・お好み焼き・クッキーなどを作るまで、発達に応じた調理活動にも取り入れている。</p> <p>また三食食品群の掲示から栄養と身体の仕組みのつながりを知ったり、栄養士が4・5歳児向けに野菜について勉強会を開き、子どもたちがそれを思い思いに絵や文章にまとめ、年3回の親子クッキングの席で「野菜はかせ」となって保護者に講義する取組を行うなど、体験と学びの両面から子どもたちの食への興味や知識を育て、日々の食事への意欲を高めているほか、収穫したサツマイモの蔓を使ってクリスマスリース作りをするなど、さまざまな活動を行っている。</p> <p>保護者にも毎月の献立や給食便り、随時更新するブログなどを通じて、園の食事提供や子どもたちの前述のさまざまな活動を伝えており、人気メニューのレシピのファイルを玄関に常置し、配布も行うなど、園で子どもたちが味わったメニューを家庭でも再現できるよう配慮している。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a	<p>献立は和洋中のバランスや栄養面に配慮し、旬の食材を用いた1か月間毎日異なる法人共通のメニューを提供しており、栄養士が各室を巡回して子どもたちの食べ具合を確認するほか、毎日の各クラスからの報告や残菜の量などから喫食状況などを把握し、メニューや味つけ等の改善に活かしている。また「こいのぼりランチ」「天の川そうめん」やハロウィンの際のお化けの形をあしらったご飯やおやつのかぼちゃケーキなど、行事などにちなんだ楽しい特別メニューを毎月提供するほか、毎月の誕生会でも10月にはハロウィン・12月にはトナカイなど栄養士がデザインに趣向を凝らし、見た目にも楽しいケーキを提供している。さらに栽培した野菜を味わったり、調理活動で作ったものをみんなで食べたりする中で、育て、作り、味わう一連の体験からも、食の楽しさや喜びを感じられるようにしている。</p> <p>園庭にブルーシートを敷き、テーブルを出して2・3歳児で給食を食べたり、エントランスで4・5歳児が喫食したりするほか、年1回カフェテリア風のバイキング形式の食事を実施し、年上の子どもがよさう姿に年下児の憧れのまなざしを向けるなど、異年齢で交流しながら楽しく味わう機会も設けている。</p> <p>「感染症・食中毒対応マニュアル」や今年度改定された「保育室衛生マニュアル」など、衛生管理面の法人共通の各種手引書も整備され、事務室や調理室に常備されている。</p>

## 評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	コメント
<b>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</b>			
<p>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a	<p>毎日の送迎時の会話のほか、2歳児までは毎日、3歳以上児は必要な際に保護者と連絡帳やノートをやり取りし、子どもの様子や家庭の状況などを保護者と共有している。また各クラス入口のホワイトボードでの毎日の活動報告や、活発に更新するブログを通じて日々の子どもたちの活動や行事の様子を保護者に伝えるほか、懇談会では開催時期に即したテーマで園の保育や子どもの発達等に関する保護者との共通理解を図っている。年度前半には各年齢の保育の方針や標準的な発達の傾向・見通しなどを伝えるほか、職員・保護者がそれぞれ自己紹介を行って顔合わせの機会とし、年度後半にはそれまでの子どもたちの様子を紹介するほか、進級・就学に向けた話題を伝えるなどしている。またそれぞれの開催で保護者同士が話し合い、子育て等の不安・悩みや喜びなどを共有する時間も設け、親睦や相互理解が深まるようにしている。</p> <p>さらに前述の運動会・表現発表会や夏祭りなどのほかにも、年3回夕方に園内の一室を開放し、園児の保護者や祖父母などが集まって交流する「なかよしタイム」を設け、おやつを試食や夏の風鈴・進級前の写真立てなどの制作を楽しんだり、祖父母たちと伝承遊び等で交流するなど、親子同士・家庭同士の交流が持たれているほか、今年度は雨天のため室内レクリエーションに変更し、乳児は制作・幼児はゲームなどを楽しんだ春の親子遠足、芋掘りから保護者が参加し、トウモロコシの皮むきなどの下ごしらえからカレー作りなどを一緒に楽しみ味わう「カレーパーティー」、有志の父親たちが集い、夏祭りの神輿作りや運動会前のプログラム制作や入場門作成などを行う年間複数回の「おやじの会」など、園と保護者・保護者同士で親しく交流したり、園へのさまざまな支援を行ってもらったりする中で、関係が深められ、子どもを中心に園全体で協力して一人ひとりの育ちを見守り、支える風土づくりがなされており、クラスごとではなく園児全員の誕生日を玄関に掲示する取組も、その一環となっている。</p> <p>また保護者がメッセージカードに日頃の園や職員への感謝や称賛をつづる取組が、今年度から系列全園で行われており、訪問調査時には当園でもそれぞれの保護者の思いを伝えるさまざまなカードが玄関に掲示されていた。利用者調査では94%という高い回答率が得られ、その中で「満足」77%・「やや満足」21%の計98%の回答者が園に満足していると答えており、日々の保育やこれらのさまざまな取組を通じた、保護者との確かな信頼関係をうかがわせている。</p>	
<b>A-2-(2) 保護者等の支援</b>			
<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a	<p>上記A-2-(1)-①の各取組を通じ、保護者との日々の情報交換や、保育や子どもの育ちなどに関する共通理解の形成に努めるとともに、毎回の行事後には書面で感想を募り、年度末にも年間行事全体について意見を収集して、次年度の企画に向けた課題抽出の参考としたり、懇談会でも保護者との意見交換や質疑応答を行うなど、意向の把握と活用に取り組んでいる。また個人面談を定例で年2回、その他必要に応じ随時行い、話し合いの内容は記録して個別の児童票に綴り、継続的に管理しており、本部の発達支援チームから臨床心理士を招き、子どもの成長発達に関する講座を実施したり、栄養士による食事・栄養に関する講習会を行うほか、歯科衛生士をしている保護者の方の協力を得て、保護者向けに子どもの口腔ケアに関する講座を開催するなど、保護者の養育力を高める取組もさまざまに行っている。</p> <p>さらに正しい姿勢での喫食など各家庭で決めた習慣に子どもたちが取り組み、きちんとできた日には保護者がサインをする「のびのびカード」、給食を完食できた日にシールが貼られる「ぜんぶたべたよカード」、環境保護の見地から家庭で考案した省エネ・省資源化の各取組や園での電気のオン・オフを記録する「エコカード」といった、保護者の協力も得ながら子どものやる気を高め、生活習慣等の意識向上を促す取組もなされるなど、さまざまな形で家庭と緊密に連携し、共助の関係のもとでの子どもの発達援助につなげている。</p>	



## 評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b	法人策定の虐待関連のマニュアルを事務室に常備するほか、毎年11月には本部の発達支援チームが虐待防止強化月間に合わせ、ファクスで関連する情報を系列各園に配信しており、その組織内での共有によって虐待等に関する職員の認識や知識の更新を図るとともに、玄関には厚生労働省の虐待に関する啓発ポスターを掲示している。また毎日の送迎や着脱・おむつ交換など、虐待等の兆候をとらえる各場面で、職員が子どもの身体・衛生面の状況や親子の様子などの変化に気を配り、外傷の有無や衣服・清潔の状況などから疑いが察知された場合は、速やかに本部と連携し、行政や児童相談所に通告を行うこととしている。 上記Ⅲ-1-(1)-①・A-1-(2)-②にて既述の法人の主任勉強会を踏まえた接遇面の啓発や、全職員が全37項目のチェックリストに基づいて行う自己点検などを通じ、保育中の職員による無意識の虐待の防止にも努めている。

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	毎月の全体及びクラス別の会議を通じ、直近の各年齢の保育や子どもへの発達等について、振り返りや課題検討を行うほか、半期ごとに各クラスで保育の目標・ねらいの達成等について総括的な反省を行い、それぞれ書面にまとめて各職員に配付するなど、各職員が自身・自クラスの保育実践を振り返りながら、それらをクラス間でも共有し、発達や保育の連続性を踏まえ、園全体の保育や発達援助を見通せるようにしている。また同時期に所定のシートを用い、社会性、意欲・姿勢、保育、指導力、子育て支援など6分野で個別の自己評価を行うなど、保育の質の向上や職員の啓発に向けたさまざまな取組がなされている。